

防衛特別所得税に関する政令新旧対照表
改正後

附則

1| 省略

2| (財務省組織令の一部改正)

財務省組織令(平成十二年政令第二百五十号)の一部を次のように改正する。

附則

(主税局の所掌事務の特例)

第四条の三 当分の間、第三十三条第一号及び第三十五条第一号中「及び
地方法人税」とあるのは「、地方法人税、復興特別法人税及び防衛特別
法人税」と、第三十六条第二号中「、法人税及び地方法人税」とあるの
は「、復興特別所得税、防衛特別所得税、法人税、地方法人税、復興特
別法人税及び防衛特別法人税」とする。

附則

(主税局の所掌事務の特例)

第四条の三 当分の間、第三十三条第一号及び第三十五条第一号中「及び
地方法人税」とあるのは「、地方法人税、復興特別法人税及び防衛特別
法人税」と、第三十六条第二号中「、法人税及び地方法人税」とあるの
は「、復興特別所得税、法人税、地方法人税、復興特別法人税及び防衛
特別法人税」とする。